

## 奈良県選挙管理委員会告示第百二十六号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定による候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

奈良県第一区 金二四、九一六、〇〇〇円

奈良県第二区 金二四、七一二、九〇〇円

奈良県第三区 金二四、一八六、九〇〇円